

四日市市上下水道局告示第14号

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号）第6条の規定に基づき、令和4年度四日市市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように告示する。

なお、賦課対象区域図を四日市市上下水道局生活排水課に備え置いて、閲覧に供する。

令和4年4月6日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

賦課対象区域

千代田町、山城町、大字羽津、東坂部町、大矢知町、朝明町、山分町、東垂坂町、垂坂町、生桑町、広永町、伊坂町、西伊倉町、川島町、赤堀三丁目、ときわ三丁目、大井手二丁目、伊倉三丁目、小古曾一丁目、河原田町、小古曾町、小古曾六丁目、采女町、西日野町、室山町 の各一部

（上下水道局管理部生活排水課）